

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから、平成 23 年第 1 回川根本町議会臨時会を開会いたします。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
10月4日、町長から第1回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。
今期臨時会はお手元に配付のとおり、議案1件、同意2件が町長から提出されております。
次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。
なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（板谷 信君） 今期臨時会招集について町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。
町長（佐藤公敏君） おはようございます。10月に入り、さわやかな秋晴れの日が続いておりますが、朝晩はめっきり冷え込むようになりました。
本日は臨時議会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様全員の御出席を賜り誠にありがとうございます。
9月には台風12号、そして15号と大きな台風が続き、町内各所で土砂災害、倒木等の被害がありました。ことに崎平富沢地区では、台風12号により道路が決壊、地区の皆様の一部は家を離れて避難をされましたが、一部は地域にとどまって復旧を待ってお

られます。中には 90 歳を超える高齢者もいらっしゃいます。避難された方も地域にとどまった方も大変不便な生活を強いられ、日増しに不安も募る中で 1 日も早い復旧を待っておられます。町としても国県等関係機関にもお願いし、1 日も早い復旧に努めているところであります。

10 月 7 日から昨日まで、観光庁の地域と家族の時間づくりプロジェクトに合わせた S L フェスタを島田市と共催いたしました。オープニングは S L 転車台の竣工式、新金谷駅に島田市が事業主体となって S L の転車台を設置いたしました。これにより上り下りともに前向きで走行できるようになりました。

その夜には S L が動態保存され、今回の S L サミットの開催に賛同された北海道の沼田町、栃木県真岡市、埼玉県秩父市、島根県津和野町、熊本県人吉市の首長をお迎えし、S L サミットを翌日に控えての歓迎レセプション交流の集いを開催いたしました。この交流の集いには隣接の牧之原市長、吉田町長、静岡市副市長も参加されました。

翌日 8 日には S L 展望車の車内でメインイベントとなります S L サミットを開催しました。サミットは島田市桜井市長が議長を務め、各市町における S L 運行の状況、S L を生かした地域づくり等についての事例報告と今後の市町の交流について意見交換がなされ、最後に、(1) 国が定める鉄道開業の日、10 月 14 日にちなみ S L 復活の地である島田市、川根本町が来年度開催を予定する仮称 S L フェスタ 2012 について各市町が連携、協力してこれに当たること。(2) S L を生かした地域づくりへの取り組み姿勢を広く内外に示すため、会議において採択した S L の汽笛がこだまするふるさと宣言 2011 を記念セレモニーにおいて発表し、今後の地域づくりに向けた新たな契機としていくこと。(3) 共通の地域資源である S L を有する市町として、S L を生かした地域づくりの推進や、地域間交流の一層の促進を図るため、相互の情報交換や文化遺産、近代化産業遺産への調査研究に連携して取り組んでいくこと。4 番目として次回 S L サミット会議について、今後関係市町において来年 10 月 5 日に大井川鉄道 S L 列車内において開催する方向で調整していくことの 4 点を確認し会議を終了しました。

S L サミットのあとは、音戯の郷駐車場の特設ステージにおいて S L サミット開催記念セレモニーを行い、サミット会議で各市町が確認し合った事項についての報告、今回全国各地から参加された市町の紹介、そして、田辺静岡市長のメッセージ、子供たちからのメッセージがあり、最後に S L の汽笛がこだまするふるさと宣言 2011 を、出席者一同声を合わせて読み上げ記念セレモニーを終了いたしました。

S L フェスタでは 10 日までの 4 日間、島田市、川根本町において様々なショーやバザーなどが開かれましたが、開催期間中お天気にも恵まれ成功裏に終了することができました。この間の関係者の皆さんの御協力に対して、心からお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

今回の S L フェスタ、S L サミットでは、S L が走る 7 つの市町が参加し、今後とも連携しながら共通資源としての S L と周辺地域の観光情報等を発信していこうという意

思の確認ができたこと、さらに、吉田町、牧之原市、静岡市にも参加していただいたことにより、島田市、川根本町を加えた大井川流域の市町が連携することの重要性が、今回のSLサミットの間を通して確認されたという点に大きな意義があったと考えております。大井川を軸とした広域連携の中で、相互に調和を図りながら、それぞれの市町の持ち味を生かしていくことが重要になってくるものと思われま

す。今回の臨時議会は同意案件2件と、現在町が取り組んでいる情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の設置に関するもの1件の計3件であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、開会に当たっての行政報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、山本信之君、4番、中田隆幸君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から10月21日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から11月21日までの11日間に決定しました。

日程第3 同意第2号 教育委員会委員の任命について

議長（板谷 信君） 日程第3、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 同意第2号、教育委員会委員の任命について、中村弘司氏の選任について提案理由を御説明いたします。

中村弘司氏は川根本町奥泉321番地に在住で、昭和29年1月21日生まれの57歳の方です。旧本川根町の議員として2期8年の任期を務められ、その間、町の合併

や学校給食共同調理場の建設、北小学校の統合等、町行政推進に積極的に努められました。

氏は、高い識見を有され、現在は川根地区広域施設組合の監査委員を務められています。学術文化の面でも幅広い見識を持って地域の生涯活動のリーダーとして様々な活動と地域コミュニティの情勢に積極的に務められています。人格も誠実公平であり、教育行政の推進や学校教育の抱える課題に真摯に取り組んでいただけるにいただける人物であると考えております。

今回地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は選任の日から平成25年10月25日までであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第2号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第2の教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命について

議長（板谷 信君） 日程第4、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 同意第3号、教育委員会委員の任命について、鳥居進氏の選任について提案理由を御説明いたします。

鳥居進氏は川根本町下泉1944番地に在住で、昭和25年7月25日生まれの61歳の方であります。旧地名小学校、中川根南部小学校等のPTA役員として、地域と学校との連携を図り、地域ぐるみで児童の健全育成に努めるなどの取り組みを積極的に行うとともに、地域の生涯学習推進委員や区役員として生涯学習活動を通しての地域づくりや自

治会活動に積極的に取り組まれてこれ、現在はその豊富な経験と実績により、地名区の監査委員を務めておられます。

鳥居氏は広い見識と幅広い人脈を持ち、性格も誠実かつ実直な人柄であり、現在当町が抱える学校教育の課題に真摯に取り組んでくださることが期待されます。

そこで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は選任の日から平成26年10月25日までであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第3号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第5 議案第34号 川根本町独自の情報通信整備事業について 住民の意思を問う住民投票条例について

議長（板谷 信君） 日程第5、議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についての提案理由を御説明いたします。

議案3ページから9ページをごらんください。

本条例につきましては、平成23年10月3日、地方自治法、昭和22年法律第67号、第74条第1項の規定による川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の制定の請求があり、これを受理いたしましたので同条第3項の規定により意見を付して付議するものであります。

以下、私の意見を申し上げます。

本条例は、現在町が計画している川根本町情報通信基盤整備事業について、町民の意思を明らかにしようとするものです。

本件事業については、平成 17 年 9 月の新町合併時に作成した新町建設計画の主要プロジェクトとして計画され、採算性の問題により民間通信事業者のサービス拡大が期待できない当町の現状から、町が事業主体となり、町内すべての地区に光ファイバー網を主体とした情報通信基盤を整備するというものであります。

情報通信分野における地域の格差是正や地デジ放送への対応、また、その他にも、教育分野、防災分野、健康・介護・医療分野への活用が見込まれ、高齢者への健康福祉や住民への生活支援を図ることとしております。

既に全国では、94%のエリアにおいて、光ファイバーを主体とする利用速度 30M b p s 以上の超高速ブロードバンドが利用できる環境にあります。

また、国では 2015 年、これは平成 27 年頃を目途に、すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用できる光の道構想の実現により、行政、教育、医療など、生活に密着する分野を中心に情報通信技術を活用した豊かな社会を築くという目標を持っております。

その構想を加速させるため、平成 23 年度から情報通信利用環境整備推進交付金事業、いわゆる光の道整備推進事業による財政支援を開始しました。

川根本町情報通信基盤整備事業は、こうした国の方針に沿った事業であり、情報通信基盤の整備とその利活用によって、将来の川根本町にとって重要な社会基盤になるものと考えています。

情報通信技術の進歩は著しく、日本全国の主要都市では L T E と呼ばれる次世代携帯電話通信方式やワイマックス方式といったモバイル&ワイヤレス型、これは持ち運び可能な無線型のものですが、の、民間通信事業者による超高速ブロードバンド基盤の整備が進むなど、人口等が密集し採算性がとれる地域では、民間活力による環境整備が進められておりますが、過疎地である当町との格差は一段と拡大していく状況にあります。

さらに、これまでの民間事業者による光インターネットの普及と同様に、採算性の問題により、町内全域における無線方式によるサービス提供の可能性は限りなく低いものと考えています。

本事業はこうした都市部との格差を是正するための事業であり、事業実施には多額の費用が必要となることは御承知のとおりです。

この事業の財源としては、国や県からの財政支援ということになりますが、これにも期限があり、さらに合併後における地域の一体性の確立と均衡ある発展のために活用する合併特例債の利用期限もあることから、町ではこうした財源が確保できる時期に本事業を実施していきたいと考えております。

しかし、この事業の是非につきまして、今回 2,221 名という多くの町民の皆様からの

署名が集まり、この事実を大変重く受けとめております。

本来、町政は町民の代表である議員により構成された町議会と町長による間接民主主義により進められるべきものでありますが、前述の状況から、本件計画については町民一人一人に主体的な意思を表明してもらうことも有効な手段であると考え、本住民投票条例の制定について賛成の意を表するものであります。

なお、本条例につきましては、議案にお示しいたしましたとおりの課題があるものと考えておりますので、あわせて条例の修正案につきましても御審議いただきたくよろしくお願いたします。よろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。6番、原田君。

6番（原田全修君） 6番、原田でございます。

今回の、この案件に対します町長の姿勢がですね、意見書の中にありますように「本住民投票条例の制定について賛成の意を表するものであります」としたこの姿勢につきましては、私は評価するものであります。

ただし、この意見書を拝見したときにですね、町側からの一方的な主張、いわゆる請求者側の方からの請求内容、こういったようなものが、この意見書の中には取り上げられてなく、2,000 数百名という、そういう住民の声があったから住民投票するんだということだけでありますので、この辺についてですね、私は告示第 55 号に請求者の請求の要旨、これが書かれているわけではありますが、この中身を少し紹介させてもらいながら総括的な質問をさせてもらいたいと思っております。

告示第 55 号の住民投票の請求書に書かれております、例えば「事業詳細設計の前に町民アンケートをとらないのか」という、度々の町議会一般質問に対して、アンケートをとると明言しながら、実行しないまま、9月には事業決定をしたいという計画を打ち出した」。また、「代表性も明らかでない情報通信基盤整備事業推進検討委員会の委員会での意見を、すべての町民の代表の意見として町独自の情報通信整備事業計画を進めようとしています」。また、「町民にとっての最優先順位の事業計画なのか」。あるいは、「将来にわたる財政的負担を認識しないまま」進めてしまってよいのか等々のこの陳述はですね、私の町長や議会への対応への不満と疑問に全く合致するものであります。

町長の意見書の中に「本来、町政は町民の代表である町議会と町長による間接民主主義により進められるべきものでありますが」と書かれておりますが、これが全うされていれば当然のことではありますが、請求者も、そして私も、この町議会と町長による間接民主主義が現在成り立っているかということに関しましては甚だ疑問であります。こういったところを請求者は見抜いておって、ゆえにですね、この言ってみれば強引な政策誘導を暴挙として指弾していると、こう見てもいいのではないかというふうに思っております。

そういうことから質問ということで、まず1番目の質問であります、町長の意見書の中に、再度申し上げますけども、「本住民投票条例の制定について賛成の意を表するものであります」と、こうした姿勢は評価するものの、投票結果が町独自の情報通信整備事業に反対が多数を占めたとき、町議会と町長による間接民主主義の名の下に、政策決定を議会に戻すことなく、第14条に掲げられております「町長は住民投票の結果を尊重しなければならない」。これに基づいて即座に町独自の事業を白紙とするとの態度を明らかにすることの確認を町長に正したいということが1点であります。

次に、ときあたかも自治基本条例の策定が大詰めに迎えられている今、ここに重要な基本条例、第7条、23条、24条、25条、あるいは30条の住民基本条例、こういった文言が記されておりますが、この、総体的に自治基本条例、まちづくり基本条例ですね、こういったところと照らし合わせてみたときに、この住民投票、この条例制定への、これへ向かう姿勢がですね、町長としましてはこの大事な時期に、どのように、意識の中でどのようにこれに対処しようとしているのか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

これにつきましては、実は今臨時議会招集の告示が、ホームページに記載がありませんでした。これはまちづくり基本条例、自治基本条例、こういった中でもですね、パブリックコメントの重要性だとか、あるいは情報公開の重要性だとか、町は説明責任を持っているんだとか、こういったことがうたわれておるわけなんですけど、今この町民の最大関心時でありますこの臨時議会、この招集の告示もホームページに載ってない。こういったようなことでは、やはりうまくないと思っております。

自治基本条例との兼ね合いといいますか、その辺のところの町長のお考えをお聞きしたいということが第2点であります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まず最初に、条例に賛成の立場で提案させていただいたわけですけども、その投票結果をどう考えるかということでございますけども、投票結果については当然尊重しなければいけないというふうに思っております。ただ、現在まだ投票という、その、結果が出たわけではありませんのでね、それを仮定してのお話というのはちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、まちづくり基本条例との関連でございますけども、現在まちづくり基本条例の中でも重要な案件については住民投票条例が行えるような、これは現行の条例の中でもそういうふうになっているというふうに思っておりますけども、住民投票条例については、今回これだけの住民の皆様が関心を持って、今回の行動に走られたわけありますので、当然そういうことも含めて、今回皆様方の御意見を伺ってみようということから提案をさせていただいたわけでありまして。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 今の町長の答弁の中でですね、私が2番目に申しあげました今臨時議会の招集の告示が町のホームページにも載っていないと、このようなことでもいいのかということが、この自治基本条例と照らし合わせてみてどうなのかという、こういうところの基本姿勢を正したわけでありませう。

もう一つですね、その初めの投票結果が町独自の情報基盤整備、情報通信整備事業に反対が多数を占めたときどうするのかということなんですが、実は告示第55号の住民投票の請求書にも書かれておりますように、「私たちは情報通信整備事業全体に反対するものではない」という、ここが、ここからが住民代表の主張であるわけでありませう。とてもこれは大事なことであるわけなんですね。むしろ、この方々は非常に先進的な考え方を持っているというふうに私は評価しているわけですが、ですので、町独自の今の基盤整備事業についてはどうなのかという、こういうきつい質問をしているわけでありませう。

そして情報通信事業、これは一つの事例を申しあげますと、例えば寸又峡のデジタルデバイス、この対策をどうするのか。これはまさに喫緊の課題でもあるわけなんですね。ですので、町独自の通信事業に反対と言ってもですね、独自の通信整備事業には反対と言っても、町全体の情報通信環境の整備というものは急ぐべきじゃないかと。こういう主張もここの中には入っているわけなんですね。

ですので、白紙に戻して、そして新たに、新たな展開をしていかないとこの事態は進展するものではないだろうと、こういうふうな見方を質問したわけですね。

再度2つの質問をさせてもらいたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 住民投票条例、これを設置して住民の皆様方のお考えを聞こうということでは現在進めているわけでありませうので、その点についてはまず御理解をいただきたいというふうに思っております。

出てくる結果というものについては、まず住民投票条例については、これから議会の皆様方にお諮りしていくわけでありませうので、そこでの議論がまずなされて、その中でどうなっていくかということが一つあります。

それから、その結果、仮に投票をしていただくということになったとした場合ですね、町としては、町としても住民の皆様方に町の考え方を御理解していただくための、それなりの活動もしていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、これについては、まだ今現在その提案をしているという状況でございますので、軽々にですね、これからの成り行きがどうなるかということについて申しあげられないということでございます。

それからホームページに記載されていなかったという点については、申し訳なかったというふうに思っております。たまたまSLフェスタ、これが4日間にわたって企画の担

当で行われたということで、皆さんそちらに張りついたということもあったかというふうに思いますので、その点についてはお詫び申し上げたいというふうに思っております。

町としてはいずれにしても、これからいろんな形で、今回のSLフェスタについても、町民の皆様方の大変幅広い御協力をいただいて、今回成功裏に導くことができたわけありますので、今後ともそういう声を大切にしながら努めていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木君。総括的な質問にしてください。

10番（鈴木多津枝君） なるべくそういうふうに努めます。

意見をつけられていますけど、この意見の中でも、また原田議員の先ほどの質疑の中でも、やはり町民の人たちが情報基盤、情報通信の基盤整備そのものをやらなくていいという意見で、こういう住民投票を求める署名が集まった、提出されたってということではないんじゃないかということは、私も同じ、同意見です。

でも、その2年以上ですか、町長が、町が考え出して提案されてきてから時間がたっている、この期間に、例えばここの意見の中にも、国の補助ですか、支援を求めるのに期限がないとか、合併特例債の期限がないとか、そういうふうに書かれていて、期限がないから早くやりたいんだってというふうな意見が述べられているんですけども、町長は先日も個人的にちょっとお会いしたときにも申し上げたんですけども、この事業に対して、私は本来通信事業者がやるべき事業で、ある過疎地域を区切って、通信事業者が、ほかのところでは、都市部では大いにもうけているはずなのに、不採算だと、過疎地域だけを区切って不採算だという、それでやらないということに対して、国がそこを認めて、もう無理だから国の支援でやらせませうっていうふうになっているんだって説明なんですけども、私は県のホームページ、ふじのくにホームページですか、見ますと、やはり県も市町村が主体としてやるのではなくて、主体はあくまでも通信事業者で、それに対して県とそのやる市町村が補助を出すと。通信事業者にも負担を求めますよってというふうなホームページが載っていました。光ファイバーの整備について。

そういうことで、何かうちの町の姿勢っていうのは、もう国から言われたら、はいそうですか、県から言われたら、言われたのかどうか知りませんが県も同じだろうっていうふうに、本当にもう通信事業者はやらないんだと決めつけてしまっている。私はそのことが非常に疑問なんですけど、町長は2年も議会でもめている住民の人からも、こんなに住民投票までやれという声が上がって、実際にそういうふうになってきた、そういうことに対して、国に対してね、こんなに小さい町がこの施設を整備したあと持ち続ける、あるいは維持管理をしていく、そういうことに対して非常に町民の人たちも議会も心配をしているんだと、不安を抱えているんだと。だから国は通信事業者にきちんと最後の最後まで100%まで整備をさせるべきではないかという意見をされたのかどうか、その点をお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 情報過疎地、そういうところに対して民間事業者が採算性の問題から投資しない。その分について当然国なり県がですね、支援してくださる、全額持ってやっていただけるというのが最も好ましい形ではありますけれども、民間事業者が入らない地域には、国も県も補助という形、あるいはその合併特例債というような形で、それからいろんな交付金等もございまして、そういうものを活用して進めていくということで進んできているわけです。さらにこれを拡充するよというということで、今回町村会の総会が、定期総会が10月の5日ですか開催されましたけれども、その中に県へ対する、これは要望でございますけど、その中に情報基盤の整備事業についてのさらなる促進のための支援についての要望事項も町村会として出してあります。これは個別の市町で声を出すことも大事でございますけれども、そういうことも含めて総務省等とも、あるいはその中部のあれですか、あの・・・国の機関、出先がありますけれども、出向いたりしておりますけれども、そういう中で、できればそうになっていただければありがたいというふうに思っていますけれども。

それから期限があるということも一つの理由として挙げておりますけれども、できるだけ早くその情報格差、そういうものをなくしていくことがより重要ではないかなというふうに思っているところであります。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 情報格差をなくすっていうことでは議会からも何人もの議員が提案をしているわけですね。地域的にそこを先にやるべきだということ。でもそれではなくて、町は全体的な整備をやるということでもここまでめてきているわけですが、あの・・・町民の人たちとか議会が、議員の中で心配していることは、この施設を、この莫大な施設を、永久に町が持ち続けるのかというところで非常に心配しているわけですよ、運営、維持管理費を。で、通信事業者に任せるべきだと、通信事業に関する業務は。そういうことで通信事業者がでなくて町がやるということに大きな不安が起きていて、署名を集めた人たちもそうだと思うんですけども、そのことでやはり整備費に国の補助を、もっと拡充を求める、それはいいと思います。でも、やはりこういう通信業務ってというのは市町村、財政基盤が脆弱な、人的にも人材も少ない市町村が持つのではなくて、通信事業者にやらせるべきだという・・・。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木議員にご注意申し上げます。

10番（鈴木多津枝君） 要望を国にされたのかということ・・・。

議長（板谷 信君） この案件は、このあとの特別委員会に付託するという流れになっていますので、そのことを踏まえて。

10番（鈴木多津枝君） はい。この1点を。1点を、先ほどの答弁がなかったもんですから国にしたんですかっていうことを、答弁をいただきたいんです。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） これあの、文書をもってとかというお話でなくて、名古屋にお邪魔した折にできれば国がやっていただけることが1番好ましい。しかし、すべてをやっ
てくださらないので今回こういうことを計画しているということでお話をしてきました。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 34 号については、11 人の委員で構成する住民
投票条例特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号については 11 人の委員で構成する住民投票条例特別委員会
を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど原田議員からホームページに掲載がないというお話ござ
いますけども、川根本町告示第 55 号ということでホームページに掲載してあるそうで
ございますので。

（「いつか」と言う者あり）

町長（佐藤公敏君） 10 月 3 日のホームページです。

議長（板谷 信君） 会議に戻ります。

お諮りします。

ただいま設置されました住民投票条例特別委員会の委員の選任については、委員会条
例第 7 条第 1 項の規定によって議長を除く 11 人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、住民投票条例特別委員会の委員は、議長を除く 11 人の議員を選任する
ことに決定しました。

散 会

議長（板谷 信君） お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、10 月 12 日から 10 月 20 日までの 9 日間、休会と
したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、10月12日から10月20日までの9日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時40分